

平城小学校いじめ防止対策基本方針

令和7年4月改定

はじめに

平成25年度に「いじめ防止対策基本法」が制定され、それを受けて平成28年度末に国が「いじめ防止等のための基本方針」を、平成29年度に県が「愛媛県いじめ防止等のための基本方針」を示している。愛南町では、平成31年度に「愛南町いじめ防止等のための基本方針」を改定している。また、令和6年8月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されている。

本校では、「平城小いじめ防止対策基本方針」を定め、組織としてこの問題に対応できるよう校内体制を整えるた。また、ガイドラインに添付された「チェックリスト」を効果的に活用し、重大事態の発生を防ぐための未然防止に努めるなど、平時からの構えを確立している。

第1章 いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

学校の全教育活動を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。

また、未然防止の観点から、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要である。

第2章 いじめの未然防止のための方策

1 いじめの未然防止のために

(1) 学校経営の充実

ア 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない」という土壌をつくる。

イ 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 学校における全ての教育活動の中で、「人権尊重の精神」と「生きる力」を

育み身の回りにある差別や偏見に対して正しい見方や考え方を中心に、差別しない差別に負けない、差別を許さない児童の育成に努める。

イ 命の尊厳に気付き、自己有用感を育て、共に生きていこうとする仲間づくりに努める。

ウ 人権作文・人権ポスター・人権ミニレター等の作成を行う。

(3) 道徳教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(4) 体験活動の充実

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

ア 異学年交流の充実

イ 児童会等の主体的な交流活動の充実

(5) 分かる授業づくり

ア 一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動において達成感・成就感を味わわせる。

イ 分かる授業づくりに全教職員で取り組むための研修を深める。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努める。

イ いじめに対し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(7) 発達障害等への共通理解

ア 校内の障がいのある児童及び、特別に教育的支援を要する児童に対する指導、助言と教育措置の改善に努める。

イ 障がい（発達障がいを含む）のある児童についての理解を深める。

(8) 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

2 いじめの早期発見

いじめ問題への迅速な対応のため、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付かなければならない。

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても疑って早期に的確に対応し、認知することが必要である。

(1) アンケート調査

生徒指導主事が月末に行う「アンケート」のほか、養護教諭が毎月実施して

いる「すくすくカード」で、児童の心に触れ対応する。学級担任や生徒指導主事だけでなく、全校の教職員で情報を共有する。

(2) 教育相談体制

各学級で、学級担任が教育相談を実施するほか、学期に1回程度児童が話しやすい教職員を指定して教育相談を実施する。

(3) 児童を見つめる会

毎月1回、職員会や校内研修会の中で時間を設け、「児童を見つめる会」を実施する。アンケートや教育相談、もしくは、児童や家庭からの情報を基に必要な場合は、事例を定め記録を残し、追跡調査を行う。

(4) いじめSTOP会議

児童会を中心に、主体的にいじめの問題について考え、議論し、いじめに強い学校・学級を作る。

【想定されるいじめの様態】

- ・ 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものも認められるため、早期に警察等に相談したり連携したりする場合も考えられる。

3 いじめ事案への対処

いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に組織的な対応を行うことが必要である。その際、複数の教員で調査を行い、記録を取るとともに家庭や教育委員会への連絡や報告・相談が必要となる。

認知された事例については、指導及び見守りについて、日々記録を取り、校内で情報共有を図るとともに月末統計の際にも、状況を教育委員会に報告する。

4 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携が必要である。学校運営協議会（児童生徒を守り育てる協議会）やPTA活動においていじめの問題について協議する機会を設ける。

5 関係機関との連携について

いじめの問題への対応について、教育委員会に報告・相談して対応を進めても

効果が上がらない場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、子ども支援センター等）との適切な連携が必要となる。

また、平素から夢創造館や放課後児童クラブとの連絡会を持ち情報収集するなど、情報共有体制を構築しておく。

6 学校評価

いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会に報告し、ホームページ上に公開する。

第3章 いじめ防止等の対策のための組織

1 平城小児童生徒をまもり育てる協議会

(1) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・PTA会長・副会長・学校運営協議会委員

(2) 活動回数

年2回程度、学校運営協議会の中で活動する。

(3) 活動内容

いじめの問題の現状、本校の取組、家庭や地域との連携等について熟議を行う。

2 平城小いじめ防止対策推進委員会

(1) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 活動内容

重大な事態が発生した場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の「チェックリスト」を活用し、事実関係を調査する。

重大な事態とは、

ア いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（30日間）以上欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) 町組織との連携

調査内容によっては、「愛南町いじめ防止対策推進委員会」への報告も検討する。

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

愛南町立平城小学校

【いじめとは】

児童生徒に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身に苦痛を感じているもの

【いじめに向けての基本姿勢】

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、めざす「児童像」でもある「瞳輝く児童・響き合う児童・たくましい児童」の実現に向けて、全教職員で組織的に取り組む。

